

事務連絡
令和5年3月31日

指定訪問看護事業所
指定介護予防訪問看護事業所 管理者 様

横須賀市福祉こども部指導監査課長

看護体制強化加算の訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合の経過措置の終了について

日頃より本市福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

指定訪問看護ステーションの訪問看護及び介護予防訪問看護（保険医療機関（病院または診療所）が行うみなし指定の訪問看護及び介護予防訪問看護は含みません。）における看護体制強化加算では、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「厚労告第95号」という。）九イ（1）（四）に規定のある看護職員の配置割合について、令和5年3月31日までの間は、同項の規定が適用されない経過措置が設けられていました。

本経過措置の終了に伴い、当該加算を算定している事業所におかれましては、下記の内容をご確認いただき必要に応じご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 届出等について

（1）令和5年3月31日現在、看護体制強化加算を算定している事業所で要件を満たした上で、令和5年4月1日以降も看護体制強化加算を算定する事業所

⇒届出等の提出は必要ありません。看護職員の占める割合は継続的に所定の基準を維持し割合については台帳等により毎月記録してください。なお、所定の基準を下回り、当該加算の算定要件を満たさなくなった場合は、すみやかに加算の取り下げを届け出てください。

（2）令和5年3月31日現在、看護体制強化加算を算定している事業所で令和5年4月1日以降要件を満たさない事業所

⇒加算の取り下げを届け出てください。

（3）令和5年3月31日現在、看護体制強化加算を算定している事業所で令和5年4月1日以降、看護職員の離職等により要件を満たさなくなる事業所

⇒看護職員の採用に関する計画の提出を横須賀市に届け出ることにより、計画に定める期間を経過するまでは、算定することができます。該当する事業所は、

加算届出とともに、当該計画を提出してください。

2 加算届の提出について

- (1) 令和5年3月31日現在、看護体制強化加算を算定している事業所で令和5年4月1日以降、看護職員の離職等により要件を満たしていない事業所

提出書類	提出期限
ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ウ 加算管理票 エ 看護体制強化加算に係る届出書 (別紙8-2) オ 看護職員の採用に関する計画書 ※様式は任意です カ 返信用封筒 (84円切手貼付)	<u>令和5年4月14日(金)</u>

- (2) 加算を取り下げる事業所

提出書類	提出期限
ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ウ 加算管理票 エ 返信用封筒 (84円切手貼付)	要件を満たさなくなった場合すみやかに

3 提出先及び提出方法

〒238-8550 横須賀市小川町1-1番地

民生局福祉こども部指導監査課 居宅介護サービス担当 宛に郵送又は来庁

4 加算届等様式掲載場所

横須賀市ホームページ

→総合案内

→暮らし・手続き

→ 便利な手続き (DX・オンラインサービス)

→申請書ダウンロード

→12. 「民生局福祉こども部指導監査課」の書式

→介護保険 (事業者・施設) 指定更新・届出関係のページ

→3. 加算届

→4. 訪問看護

以上